

平塚市食育推進計画体系図

理念

みんなではぐくもう！食育のまち ひらつかの未来

基本方針

家庭ではじめる食育

体験を通じた食育

健康づくりのための食育

人とのふれあいを通じた食育

基本的施策と施策の展開

1. 家庭における食育の推進 (食育基本法第19条)

P30～P33

- 相談体制の充実
- 学習の場の充実
- 情報提供体制の整備
- 体験の場の充実

2. 学校・保育所等における食育の推進 (食育基本法第20条)

P34～P36

- 学校での取り組みの推進
- 学校給食での取り組みの推進
- 保育所での取り組みの推進
- 幼稚園での取り組みの推進

3. 地域における食生活改善のための取り組みの推進 (食育基本法第21条)

P37～P44

- 生活習慣病の予防・改善のための食育の推進
- 「食生活指針」「食事バランスガイド」の活用促進
- 地域における食育に関する情報提供の充実

4. 食育推進運動の展開 (食育基本法第22条)

P45～P47

- マンパワー育成や活動支援への取り組み
- 食育推進のネットワーク作りと情報提供の推進の取り組み

5. 生産者と消費者の交流の促進及び環境との調和のとれた農水産業の活性化 (食育基本法第23条)

P48～P54

- 地産地消の推進
- 教育ファームの機会の充実
- 農業体験をする機会の充実
- 市民農園の利用区画数の増加
- 水産業体験をする機会の充実
- 魚食の普及活動

6. 食文化の継承、展開のための活動の支援 (食育基本法第24条)

P55～P59

- 村井弦斎による食育の思想の継承
- 食文化を創造、継承していくマンパワーへの活動支援
- 食文化の継承事業の充実

7. 食品の安全性、栄養、その他食に関する調査、情報提供 (食育基本法第25条)

P60～P62

- 国、県との連携
- 食の安全・安心等に関する講座の開催
- 広報媒体を活用した情報提供の推進
- 学校給食での取り組みの推進